

下請法改正と中小企業憲章 来年1月1日施行 国会修正案決議 私たちの運動の成果

【機関紙JAM・2025年5月25日発行 第316号】

下請代金支払遅延等防止法（下請法）と下請中小企業振興法の一部改正案が衆院・参院本会議で可決された。衆院経済産業委員会の審議では、改正後の略称を「中小受託取引適正化法（取適法）」とすることが確認され、2026年春季生活闘争の交渉時に効果を発揮できるよう、2026年1月1日を施行日とする修正案が決議されている。

また、調査員の増員をはじめとする「公正取引委員会の体制の抜本的強化」や、中小企業の公正な市場環境とセーフティネットの整備に向けて「中小企業憲章の理念を踏まえた取引慣行の実現」など11項目の附帯決議も採択された。

これは、単なる下請法の改正内容ではなく私たちの運動の成果であることをしっかり認識すべきである。

2月13日に開催した「価格転嫁まったなし院内報告会」において「現下の下請法改正案は施行期日が『公布日から起算して1年を超えない範囲内において定める』とされており、改正法による適正取引や価格転嫁の効果は2026春闘に間に合わず、議員と連合・JAMの総力を結集して何としても修正させる必要がある」と、JAMものづくり国会議員懇談会の山岡達丸衆議院議員からの提起に多くの賛同が得られ、以降その実現に向けた行動が展開された。

附帯決議は当該法律案が可決される際に、法律の実効性を高めるための留意事項等を決議するもので「中小企業憲章の理念」が盛り込まれたことは感慨深い。民主党政権時代の2010年6月18日「中小企業憲章」が閣議決定される。中小企業は経済を牽引する力であり社会の主役と定義づけ「政府が国の総力を挙げて、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」とのほか、「公正な市場環境とセーフティネットの整備」が具体的に示されている。

JAMは、改正案審議前の3月26日に立憲民主党による「下請法改正に関するヒアリング」を受けている。その際に「適正取引への執行強化に加え、弱い立場にある中小企業を支え守る中小企業憲章の考え方が、広く理解醸成されることが極めて重要である」と説明してきた。

この度の下請法改正を通じて、2026年春闘への効果を求めた施行期日の修正と附帯決議における中小企業憲章の理念が盛り込まれたことは、私たちが求め続けている製品の価値（公正取引）と労働の価値（賃金水準）が正しく評価される「価値を認めあう社会へ」の実現に近づく大きな成果でもある。

副書記長 川野英樹